

青森県報

第九百九十八号

令和七年

十一月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

○ 青森県褒賞規則により褒賞された者…………… (総務文書課) …… 一
○ 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (水産振興課) …… 三

公 告

○ 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (構造政策課) …… 四
○ 換地計画の決定…………… (農村整備課) …… 七

公安委員会

○ 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (会 計 課) …… 七
○ マイクロソフトボリウムライセンス賃貸借契約に係る一般競争入札…………… (同) …… 八

公営企業

○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (病院管理課) …… 一〇

告 示

青森県告示第五百七十九号

青森県褒賞規則 (昭和三十三年二月青森県規則第十五号) 第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

令和七年十一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

令和七年十一月二十六日に行った褒賞

多年防犯関係団体の要職にあつて、少年の非行防止と健全育成に努め、防犯思想の普及と高揚と防犯活動の推進に貢献した功績まことに顕著であります。

多年洋生菓子製造業務に従事して技能の向上に励み、また後進の育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

多年日本料理調理業務に従事して技能の向上に励み、また後進の育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

多年西洋料理調理業務に従事して技能の向上に励み、また後進の育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

多年和生菓子製造業務に従事して技能の向上に励み、また後進の育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

多年市選挙管理委員会委員長等として、選挙の管理執行及びその啓発に努めるなど、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年婦人団体の要職にあつて、婦人の教養及び地位の向上に努めるなど、社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年文化財保護審議会委員として、歴史資料等の調査報告に携わり、文化財の保護に貢献した功績まことに顕著であります。

長 尾 敦 子

畑 中 一 夫

古 里 忠 二

上 澤 常 雄

菊 地 浩

畑 中 政 勝

川 村 優 子

福 井 敏 隆

多年日本舞踊の指導に励み、後進の育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績
まことに顕著であります。

「泉」佐々木 洋子
紫峰

多年書道の普及に努めるとともに、後進の育成に尽くし、また関係団体の要職に
あつて、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

「石」石澤 眺二
「澤」澤 桐雨

多年日本古代・中世史の研究に励み、県内自治体史編さんに数多く携わり地方史の
発展に寄与するなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

小口 雅史

令和六年世界女子相撲選手権大会において中量級で優勝を果たすなど、我が国女子
相撲競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

長谷川 理央

第十七回WBS C女子ソフトボールワールドカップにおいて優勝を果たすなど、我
が国ソフトボール競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著でありま
す。

「唐」唐 牛彩名

第十七回WBS C女子ソフトボールワールドカップにおいて優勝を果たすなど、我
が国ソフトボール競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著でありま
す。

「須」須 藤志歩

多年社会福祉施設副園長等として、地域福祉の充実に努め、社会福祉の向上と民生
の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

「成」成 田キミエ

多年社会福祉関係団体の要職にあつて、地域福祉の充実に努め、社会福祉の向上と
民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

「高」高 鈴木 忍
樋口 忍

民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民
生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

「菊」菊 地廣美

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功
績まことに顕著であります。

「蛇」蛇 名敏彦

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民
生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

「永」永 澤節子

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民
生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

「海」海 老名 淳子

多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献し
た功績まことに顕著であります。

「熊」熊 谷俊一

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢
献した功績まことに顕著であります。

「吉」吉 田雪枝

多年柔道整復師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まこ
とに顕著であります。

「岡」岡 本幸治

多年クリーニング業関係団体の要職にあつて、生活衛生の向上発展に貢献した功績
まことに顕著であります。

「平」平 山秀司

多年環境整備事業関係団体の要職にあつて、業界の円滑な事業活動の確保に努める

「佐」佐々木 剛

など、環境衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年獣医師関係団体の要職にあつて、公衆衛生業務等に努めるなど、農業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

小山田 富 弥

山 口 聡

多年建築設計監理業関係団体の要職にあつて、建築士事務所の技術の向上と業界の活性化に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

田 中 宗 次 郎

多年納税貯蓄組合組合長の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

石 橋 薫

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

松 下 志 美 雄

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

工 藤 順 一

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

横 濱 豊

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

蒔 苗 浩 明

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

佐々木 美 佐 子

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽

くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

三 浦 テ ッ 子

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

滝 内 康 治

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

吉 田 登 志 子

多年社会福祉協議会が行う地域福祉事業において奉仕活動を続け、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

株式会社青森みちのく銀行

令和七年四月、青の煌めきあおり国スポ・障スポ募金に対して多額の金員を寄附し、地域振興に貢献した功績まことに顕著であります。

西 野 茂 雄

令和六年九月、八戸市に対して作家研究及び美術館収蔵資料充実のため美術工芸品等を寄贈し、芸術文化の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

北 井 一 夫

青森県に対して作家研究及び美術館収蔵資料充実のため写真を寄贈し、芸術文化の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

青森県告示第五百八十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

二の表車力区域の項を次のように改める。

車力区域
車力漁業協同組合の地区

21 底びき網を使用して行うしじみ漁業
小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業及
び主として底建網漁業

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年十一月二十八日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和七年十一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

○農用地利用集積等促進計画（貸借・一括方式）

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地			
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地
株式会社まごころ農産ファーム	青森市	青森市	清水	川瀬	169番
株式会社まごころ農産ファーム	青森市	青森市	内真部	平岡	154番
清水 一也	青森市	青森市	駒込	月見野	392番1筆
大平 裕和	黒石市	青森市	浪岡大字本郷	一本柳	81番筆
久慈 省悟	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	瀬辺地	田浦	299番1筆
久慈 健太	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	蓬田	汐越	157番1筆

木戸 良治	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	瀬辺地	山田	600番1	
木戸 良治	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	瀬辺地	山田	599番	ほか1筆
木戸 大幹	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	瀬辺地	山田	194番	ほか1筆
佐藤 信彦	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	長科	鶴坂	130番27	ほか3筆
株式会社福井農園	平川市	平川市	李平	北豊田	28番1	ほか6筆
株式会社福井農園	平川市	平川市	李平	北豊田	39番3	
小笠原 昭治	平川市	平川市	尾崎	平山	92番	ほか1筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖	10番1	ほか3筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖	6番1	ほか2筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖	32番1	
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖	13番	ほか5筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖	32番2	ほか2筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖	33番1	ほか2筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖	35番1	ほか3筆
久保田 明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	桝	柏原	1番7	
久保田 明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	桝	柏原	2番1	
久保田 明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	桝	柏原	11番1	ほか1筆

久保田 明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	柿	柏原	6番	ほか1筆
久保田 明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	柿	柏原	1番1	
久保田 明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	柿	柏原	4番1	ほか1筆
久保田 明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	柿	柏原	10番	
古川 明憲	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	常盤	四西田	60番1	ほか2筆
葛西 正人	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	大袋	前田	26番	ほか2筆
菊地 和文	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	枝川	館子	86番1	ほか4筆
久保沢 卓	八戸市	八戸市	南郷大字泥障作	青沢	30番	ほか3筆
久保沢 卓	八戸市	八戸市	南郷大字泥障作	青沢	37番	ほか1筆
日向 比呂志	三戸郡南部町	八戸市	尻内町	柳館	36番	
荒木地 博貴	八戸市	八戸市	豊崎町	洞向	45番13	
荒木地 博貴	八戸市	八戸市	豊崎町	渋民	9番1	ほか1筆
瀧田 信彦	三戸郡南部町	八戸市	長苗代	上中坪	47番	ほか2筆
上村 勇人	八戸市	八戸市	尻内町	柳平	161番	
松山 太助	三戸郡南部町	八戸市	南郷大字大森	遠山	38番1	
松山 太助	三戸郡南部町	八戸市	南郷大字大森	遠山	34番	

加藤 浩幸	八戸市	八戸市	尻内町	下平	30番	
加藤 浩幸	八戸市	八戸市	尻内町	下平	65番	
加藤 浩幸	八戸市	八戸市	尻内町	熊ノ沢	80番	
長森 葉月	八戸市	八戸市	豊崎町	上永福寺	42番3	
岩澤 範行	八戸市	八戸市	八幡	州寄ヤ崎	15番1	ほか3筆
山口 達郎	三戸郡南部町	三戸郡南部町	法光寺	八幡	2番1のうち	
西塚 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	稲荷沢	45番	ほか1筆
西塚 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	大沢	67番	ほか1筆
西塚 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	大沢	84番	
西塚 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	斗賀河原	386番	
西塚 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	鳶ヶ巣	5番	
西塚 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	田ノ沢	2番1のうち	
西塚 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	大沢	33番1	ほか4筆
西塚 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	土口前	36番1	
下村 努	三戸郡新郷村	三戸郡新郷村	戸来	大久	60番1	ほか1筆
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	奥瀬	下山	329番	ほか5筆
本間 剛	十和田市	十和田市	八斗沢	家ノ下	297番3	ほか2筆

株式会社WA ND	十和田市	十和田市	米田	盲沼	26番10 のうち	ほか5 筆
株式会社ユア ガイド	十和田市	十和田市	切田	西大沼 平	1番52	ほか1 筆
織笠 大輔	三沢市	三沢市	三沢	湊代平	116番2 000	ほか1 筆
赤沼 弦	三沢市	三沢市	三沢	早稲田	1169番	
川嶋 敏明	三沢市	三沢市	三沢	早稲田	1187番	
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	3776番 16	ほか2 筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	6359番	ほか1 筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	5750番	ほか2 筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	49番37 7	ほか2 筆
ジョイント・ システム株式 会社	三沢市	三沢市	三沢	庭構	550番	ほか6 筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	49番75	ほか3 筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	2852番	ほか3 筆
大池 克	上北郡七戸町	上北郡七 戸町		大池	36番15	ほか1 筆
甲田 哲朗	上北郡七戸町	上北郡七 戸町		上田坪	186番	ほか7 筆
甲田 哲朗	上北郡七戸町	上北郡七 戸町		下田坪	17番	
田中 裕紀	上北郡六戸町	上北郡六 戸町	犬落瀬	坪毛沢	25番10 2	
長倉 喜美男	上北郡横浜町	上北郡横 浜町		吹越	271番2	

長倉 喜美男	上北郡横浜町	上北郡横 浜町		明神平	289番1 のうち	
長倉 喜美男	上北郡横浜町	上北郡横 浜町		百目木	88番85	ほか2 筆
菊池 國廣	上北郡横浜町	上北郡横 浜町		家ノ前 川目	23番43	ほか1 筆
菊池 國廣	上北郡横浜町	上北郡横 浜町		家ノ前 川目	23番49	
太田 博秋	上北郡横浜町	上北郡横 浜町		吹越	56番18 5	ほか2 筆
田中 健	上北郡六ヶ所村	上北郡六 ヶ所村	平沼	高田	112番2 7	
谷地 孝仁	八戸市	八戸市	市川町	向谷地	1番	ほか4 筆
松倉 大	八戸市	八戸市	尻内町	下窪	8番4	

○農用地利用集積等促進計画（貸借・再配分）

貸借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	貸借権の設定等を受ける土地			
	市町村	大字	字	番地
附田 和寿	十和田市	十和田市	三本木	稲吉 15番50
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	深持	相内 616番 筆
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	深持	渋民 84番
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	三本木	本金崎 211番
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	深持	柳原 127番1 筆
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	深持	南平 347番 筆
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	深持	相内 427番 筆

株式会社INA HO	十和田市	十和田市	法量	中里	189番1	ほか4 筆
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	相坂	高清水	1591番	ほか2 筆
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	奥瀬	下川田	265番1	
小山田 訓	十和田市	十和田市	相坂	箕輪平	212番6	

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、下北北部地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができ、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができ、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和七年十一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年十二月一日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

青森県のウェブサイト（換地計画書の写しのうち、各筆換地等明細書を除いた部

分に限る。）及び大間町役場

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月二十八日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

一 物品等の名称及び数量

県内WAN遠隔バックアップ機器等賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年十月十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社J ECC

東京都千代田区丸の内三の四の一

六 契約金額

百二十四万四千百円

（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当分である。）

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第八号の規定により随意契約によることとした。

八 契約の相手方を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積りを行った者と随意契約により契約を締結したものである。

九 入札の公告を行った日
令和七年八月二十五日

マイクロソフトポリウムライセンス賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年十一月二十八日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間におけるライセンスの調達、設定等の事務手続を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

マイクロソフトポリウムライセンス 一式

二 賃貸借期間

令和八年三月一日から令和十一年二月二十八日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 納入場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係るものの賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入するライセンスについて、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和七年十二月十五日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和八年一月九日 午前十時二十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階会議室D

令和八年一月九日 午前十時三十分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもつて令和七年度の契約金額とする。ただし、令和八年度及び令和九年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じて得た額とし、令和十年度の契約金額は、落札価格に十一を乗じて得た額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Software License

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

10:20 A.M. January 9, 2026

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月二十八日

青森県病院事業管理者 大 山 力

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 十万八千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年十月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本エネルギー株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 九十一円七十四銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和七年二月十日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭